利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			95,569,437
当期総利益		95,569,437	
Ⅱ　利益処分額			
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額		95,569,437	
教育研究運営改善積立金	95,569,437	95,569,437	95,569,437

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）

（単位：千円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	12,131,221		
一般管理費	514,273		
財務費用	6,734		
雑損	798	12,653,028	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△ 4,427,616		
入学金収益	△ 649,288		
検定料収益	△ 168,093		
受託研究等収益	△ 577,181		
受託事業等収益	△ 108,487		
寄附金収益	△ 275,477		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 134,161		
資産見返寄附金戻入	△ 111,781		
特許権仮勘定見返運営費交付金等戻入	△ 4,714		
財務収益	△ 4,158		
雑益	△ 206,968	△ 6,667,929	
業務費用合計			5,985,098
Ⅱ　損益外減価償却相当額			790,975
Ⅲ　引当外賞与増加見積額			17,949
Ⅳ　引当外退職給付増加見積額			△ 28,692
Ⅴ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	20,703		
政府出資の機会費用	645,377		666,080
Ⅵ　国立大学法人等業務実施コスト			7,431,411

（重要な会計方針）

当事業年度より、改訂後の国立大学法人会計基準(「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書　国立大学法人会計基準等検討会議　平成24年１月25日改訂）を適用して、財務諸表等を作成しています。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用している。

退職一時金に充当される運営費交付金・・・費用進行基準

文部科学省が指定する特別教育研究経費、特殊要因経費に充当される運営費交付金　・・・文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準

学内予算プロジェクト事業に充当される運営費交付金・・・業務達成基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２年～47年
構築物	２年～40年
機械装置	17年
工具器具備品	２年～15年
船舶	５年～11年
車両運搬具	３年～５年

なお、受託研究等収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としています。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。

３．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒実績率により見積もった回収不能見込額を引当金として計上しています。

４．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、事業年度末における支給見込額に基づき計算された賞与に係る引当外増加額を計上しています。